

# 西川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

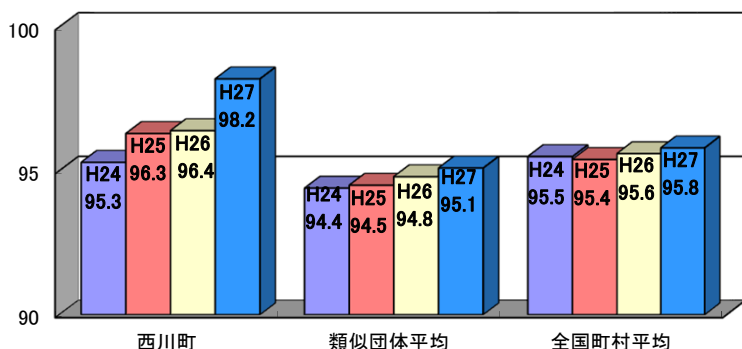
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
26年度	5,962 人	5,380,406 千円	173,056 千円	785,922 千円	14.6 %	18.1 %

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	87 人	332,827 千円	45,389 千円	117,334 千円	495,550 千円	5,696 千円	5,562 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてはその理由及び改善の見込み。

#### 上昇している理由

- 給与改定及び退職者増に伴う職員階層の変動のため

#### 改善の見込み

- 退職者が年数名となってくることから今後落ち着いてくると見込まれる

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

#### ①給料表の見直し [ 実施 ] ・ 未実施 ]

実施時期：平成27年4月1日

実施内容：一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ見直しを実施。平均見直し率0.3%となり、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②地域手当の見直し 支給なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西川町	40.1 歳	311,100 円	366,334 円	330,985 円
山形県	44.3 歳	347,600 円	433,900 円	374,200 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	公 務 員			民 間		参考 A/B	
			平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
西川町	44.8 歳	8 人	309,700 円	318,950 円	314,692 円	—	—	—	
うち学校給食員	47.3 歳	5 人	320,700 円	327,280 円	325,300 円	調理士(男女)	41.1 歳	214,300 円	1.53
山形県	47.2 歳	524 人	335,500 円	373,900 円	355,200 円	—	—	—	
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	
類似団体	49.8 歳	6 人	273,169 円	297,250 円	283,748 円	—	—	—	

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 ( C )	民間 ( D )	C / D
西川町	-	-	-
うち調理員	5,171,660 円	2,855,700 円	1.81

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成24年から26年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除く)で算出したものです。

## (2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		西川町	山形県	国
一般行政職	大学 卒	178,400 円	178,400 円	174,200 円
	高校 卒	145,500 円	145,500 円	142,100 円
技能労務職	高校 卒	141,100 円	140,900 円	- 円
	中学 卒	136,600 円	127,700 円	- 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大学 卒	295,200 円	359,400 円	382,100 円	401,700 円
	高校 卒	242,400 円	323,500 円	358,500 円	399,900 円
技能労務職	高校 卒	-	306,900 円	330,400 円	-
	中学 卒	-	-	-	-

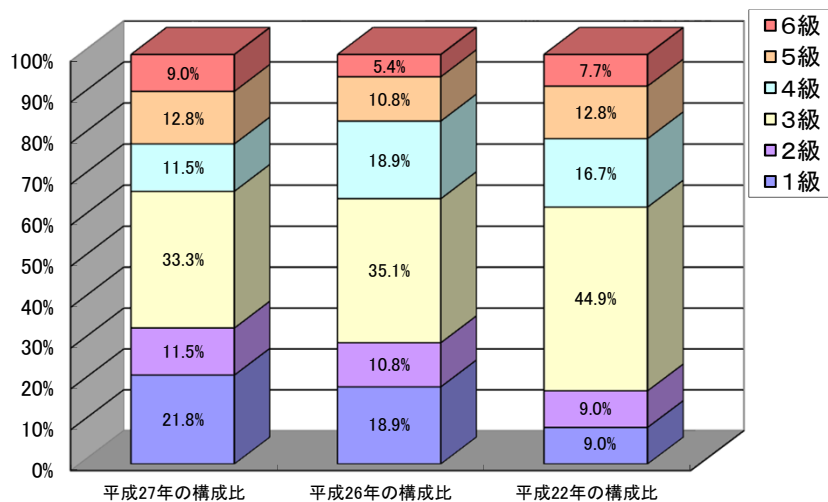
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、主事補、技師補	17 人	22 %	140,900 円	250,900 円
2 級	主事、技師	9 人	12 %	192,200 円	309,200 円
3 級	係長、主任	26 人	33 %	229,300 円	356,200 円
4 級	課長補佐、係長、主任	9 人	12 %	264,600 円	387,900 円
5 級	課長、課長補佐	10 人	13 %	291,900 円	400,200 円
6 級	課長	7 人	9 %	323,500 円	417,800 円

(注) 1 西川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日現在に勤務成績に応じ4号給を標準として昇給させています。  
人事評価制度が確立されるまでの勤務成績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

西川町	山形県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,237 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,608 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度が確立されるまでの勤務実績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

### (2) 退職手当(27年4月1日現在)

西川町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~4.5%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~4.5%)			
1人当たり平均支給額(一般職員) 20,007 千円 18,061 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
—	— %	— 人	—	%

### (4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		34,175	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		1,798,674	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		13.2	%
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療	1月につき基本額450,000円に入院患者1人あたり1日200円を加算した額
僻地特別手当	医師	病院が僻地にあるため支給	1月につき200,000円
出張診療手当	医師	大井沢・小山・岩根沢診療所・特別養護老人ホーム・成人病検査センターにおける診療	1回につき基本額15,000円
内視鏡等手当	医師	内視鏡作業	1月につき100,000円以内
透析手当	医師	透析作業	1月につき100,000円以内
保健指導手当	医師、薬剤師	町立学校の学校医又は学校薬剤師業務	1年につき300,000円以内
夜間看護手当	看護師	勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時から朝5時まで)において行われる業務	・深夜における勤務時間が4時間以上 勤務1回につき3,300円 ・2時間以上4時間未満 勤務1回につき 2,900円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	23,504	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	125	千円
支給実績(25年度決算)	24,187	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	186	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出際の職員数は支給年度の4月1日現在の総職員数です。  
(管理職等の支給対象とはならない職員は除く)

(6)その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		13,436 千円	194,725 円
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む)を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当(月額) ・借家：家賃に応じた額 (27,000円限度)	同じ		426 千円	85,200 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額 (1箇月当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額 (月額・最高20,900円)	異なる	(国の制度) 交通用具使用者の手当額	8,784 千円	82,864 円
管理職手当	監督の地位にある職員に対して、その職務特殊性に基づき支給される手当 ・給料月額に職に応じた支給割合(課長級10%)を乗じて得た額(月額)	異なる	(国の制度) 俸給の特別調整額として支給	8,693 千円	543,329 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・勤務1回につき4,000円	同じ		32 千円	1,882 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・支給区分に応じた定額(1回あたり最高医師20,000円)	同じ		12,479 千円	87,263 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当(11月から翌年3月までの間支給)地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 ・世帯主で扶養親族のある職員：17,800円・その他の世帯主である職員：10,200円・その他の職員：7,360円	同じ		8,028 千円	56,139 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給料	町 長	656,000 円 ( 820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 町 長	571,500 円 ( 635,000 円)	283,748 円 / 850,000 円 350,000 円 / 710,000 円
報酬	議 長	310,000 円 ( - 円)	360,000 円 / 365,000 円
	副 議 長	250,000 円 ( - 円)	205,000 円 / 320,000 円
	議 員	235,000 円 ( - 円)	175,000 円 / 300,000 円
期末手当	町 長	(27年度支給割合)	
	副 町 長	6月： 1.4月 12月： 1.6月 計 3.0月分 加算額含め 4.1月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	
	副 町 長	820,000円*48月*56.7/100 635,000円*48月*33.1/100	(1期の手当額) 22,317,120円 10,088,880円 (支給時期) 任期毎又は退職時 任期毎又は退職時
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

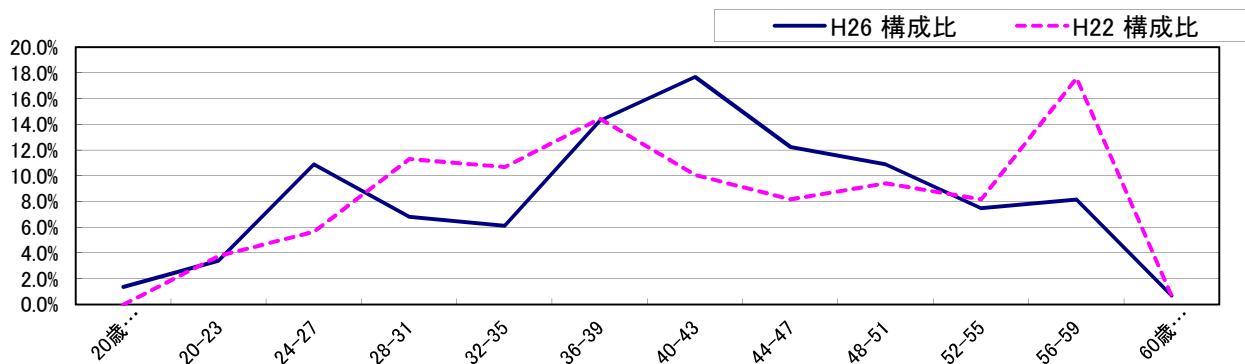
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計	一般行政部門	議 会	2	2	0	外部団体職員派遣による増
		総 務	23	24	1	
		税 務	5	5	0	
		衛 生	16	16	0	業務体制見直しによる増 業務体制見直しによる増
		農 林 水 産	6	7	1	
		商 工	9	10	1	
		土 木	5	5	0	
計	71	75	4	<参考> 人口一人当たり職員数 125.80 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 99.99 人)		
教 育	16	17	1	業務体制見直しによる増		
小 計	87	92	5	<参考> 人口一人当たり職員数 154.31 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 123.37 人)		
公営企業業計等	病 院	42	40	△ 2	職員退職の不補充による欠員	
	水 道	4	4	0		
	公 共 下 水 道	3	3	0	業務体制見直しによる減	
	介 護 保 険	5	4	△ 1		
	国民健康保険	4	4	0		
小 計	58	55	△ 3			
合 計		145	147	2	<参考> 人口一人当たり職員数 246.56 人	
		[ 204 ]	[ 204 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	5	16	10	9	21	26	18	16	11	12	1	147

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		73	72	73	75	71	75	2	2.74
教育		21	20	20	17	16	17	▲4	▲19.05
普通会計		94	92	93	92	87	92	▲2	▲2.13
公営企業等会計		65	60	59	57	58	55	▲10	▲15.38
総合計		159	152	152	149	145	147	▲12	▲7.55

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	参考 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	128,855 千円	4,217 千円	25,215 千円	19.6 %	21.7 %

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
26年度	4 人	14,828 千円	2,276 千円	3,561 千円	20,665 千円	5,166 千円	6,219 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
西川町	38.8 歳	293,300 円	348,800 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				西川町			
1人当たり平均支給額（26年度）				1人当たり平均支給額（26年度）			
890 千円				1,237 千円			
(26年度支給割合)				(26年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.35 月分			2.60 月分	1.35 月分		
( 1.45 ) 月分	( 0.70 ) 月分			( 1.45 ) 月分	( 0.70 ) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5～15%				役職加算 5～15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当（27年4月1日現在）

水道事業			西川町		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%加算）	
1人当たり平均支給額（一般職員）	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額（一般職員）	20,007 千円	18,061 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

### エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	— %		
手当の種類（手当数）	なし		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

### オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	502 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	125 千円
支給実績（25年度決算）	670 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	168 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出際の職員数は支給年度の4月1日現在の総職員数です。（管理職等の支給対象とはならない職員は除く）

### カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		468 千円	156,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む)を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当(月額) ・借家：家賃に応じた額（27,000円限度）	同じ		528 千円	264,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用者：運賃等相当額（1箇月当たり・最高55,000円） ・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（月額・最高20,900円）	同じ		636 千円	159,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・給料月額に職に応じた支給割合を乗じて得た額(月額)	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・勤務1回につき4,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当(11月から翌年3月までの間支給)地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 ・世帯主で扶養親族のある職員：17,800円・その他の世帯主である職員：10,200円・その他の職員：7,360円	同じ		267 千円	66,750 円